

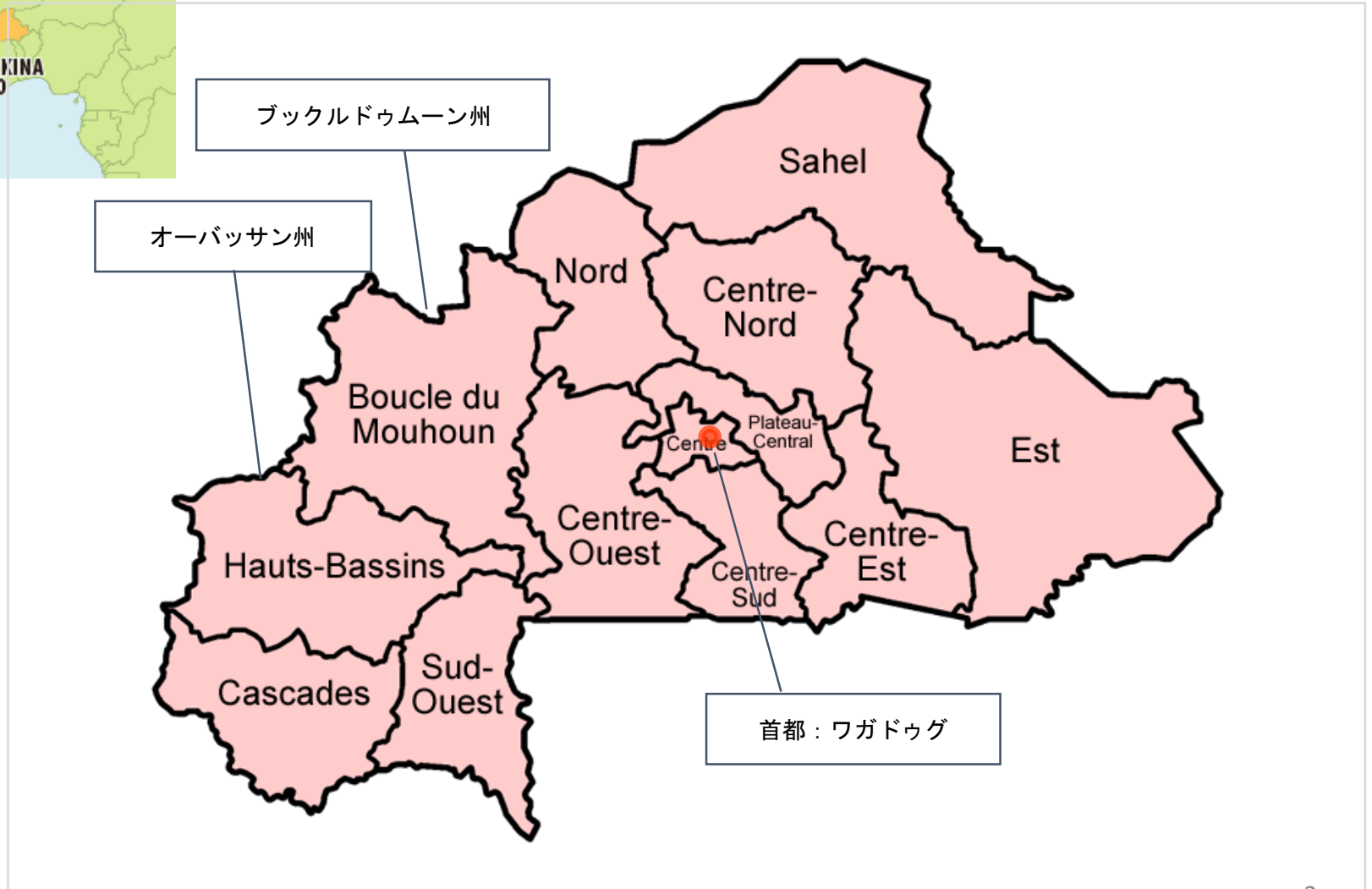
ブルキナファソ国 ゴマ生産支援プロジェクト 進捗報告



2019年11月

JICA農村開発部第2G第5T課長： 野口 伸一

プロジェクト対象地



プロジェクト概要及び成果

実施期間：2014年10月 - 2021年1月

上位目標：対象地域のゴマの生産性が改善される

- ・プロジェクトのアプローチは政府機関の援助がなくとも技術の普及が期待できる「農民間普及」を行っており、上位目標の達成に貢献するいくつかのポジティブな要素が確認。
- ・プロジェクトで選定された3品種が国家認定されており、今後はブ国内に限らず、ECOWAS諸国でも登録品種として承認・普及することが期待。

・しかし、上位目標達成に向けては、プロジェクトの研修に参加した中核農家及び中核農家が指導したグループ・メンバーが周辺農家へのさらなる技術普及を継続していく必要あり。具体的には

- 技術普及の核となる中核農家の人数が今後増える見込みが低いこと
- フォローアップの仕組みがなく中核農家の技術の定着に不安が残ること

プロジェクト目標：対象地域のゴマ生産農家の生産性と収入が改善される

指標1「対象農家の70%以上がゴマ生産によって収入が向上する」

→88.5%の中核農家はゴマ生産により収入が向上。

指標2「対象地域のゴマ生産農家の平均収量が20%以上向上する」

→研修参加前年を基準とした単収の比較において、28.7%増加。

プロジェクト概要及び成果

実施期間：2014年10月 - 2021年1月

成果1：ゴマ栽培の適正技術と知識の開発と普及がなされる

- ・農民間普及に係る研修教材が策定済
- ・2019年度末までに合計**263名の中核農家を育成**予定
- ・**90%以上**の中核農家が研修技術を使用している

成果2：ゴマの新品種の選定が行われる

- ・選定された**3品種を国家品種登録**
- ・種子栽培に係る教材が策定済

成果3：認証種子生産農家数と認証種子生産量が増加する

- ・対象地区の**81.3%**で認証種子生産農家として登録済
- ・認証種子生産面積は**61.6ha**

成果4：ゴマ関係者のマーケティング能力が改善される

- ・流通の研修教材が策定済
- ・日本企業との直接取引は行われていない



成果2:ゴマの新品種の選定が行われる ＜優良品種登録の申請＞

品種名:PAKRE-SAAYA
(品種コード:SKC23-KDG3)



特徴

農家嗜好性が高く、収量が既存品種のS42より有意に高く(S42の1.3倍)、含油率56%の搾油向け品種。

色:白

収穫までの日数:91日

収穫量:690 kg/ha(農家平均)

含油率:56%

品種名 : BO NOGORA
(品種コード : SKC21-GMP3)



特徴

収量が既存品種のS42より有意に高く(S42の1.3倍)、含油率56%の搾油用で、栽培期間が95-100日の中早生品種。

色 : 白

収穫までの日数 : 95日

収穫量 : 680 kg/ha (農家平均)

含油率 : 56%

品種名 : A KILOM
(品種コード : SKC39-LEO2)



特徴

収量はS42よりも低い傾向にあるが、栽培期間が85日と短く、食味の良い食用向け品種。

色 : 黒

収穫までの日数 : 82日

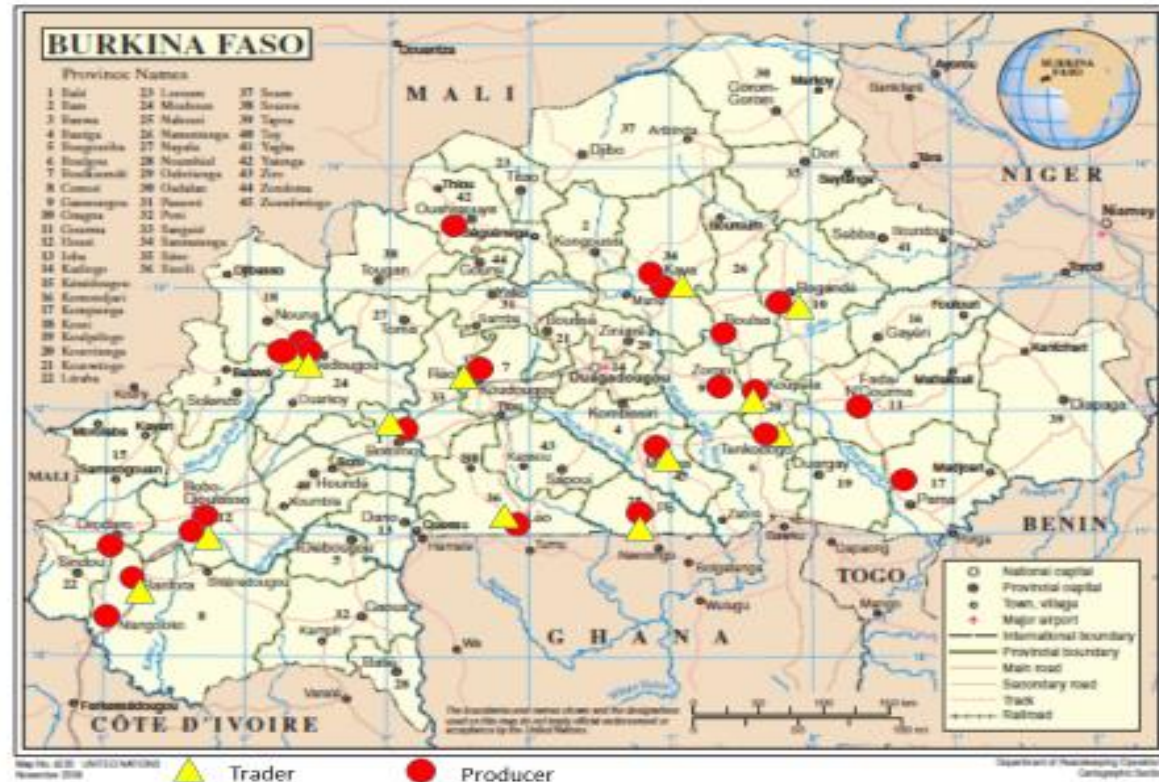
収穫量 : 447 kg/ha (農家平均)

含油率 : 54%

残留農薬問題

- 2016-2017年作期のゴマを生産者から24サンプル、中間業者から13サンプル収集
→日本でイミダクロプリドの残留値を検査
 - 生産者 サンプルからは0.01ppm以上の検出はなし。
 - 中間業者サンプルからは2件の基準値違反 (Dedougou-White 0.04ppm, Dedougou-Mix 0.02ppm)
- Dedougouが綿の一大生産地であることから、綿で使用されている農薬の影響か。

サンプル収集地



農薬使用テスト

日本向けに輸出されたブルキナファソ産ゴマに関して、残留農薬の基準値違反が多発。ブルキナファソで圃場での使用テストが実施された。

- 2017年：イミダクロプリド
- 2018年：プロフェノホス

両方とも適切に使用すれば、残留値は0.01ppmを越えないとの結果が出た。



ブルキナファソゴマ輸出仕様書

<Cahier des Charges>

Cahier des Charges (カイエ・デ・シャルジュ) と呼ばれるゴマの収穫後の取扱いを定めた法律が2017年3月に発効。

- ①生産地証明(トレーサビリティ)
 - ②中間業者・輸出業者登録(問題のある業者の排除が可能になる)
 - ③輸出前品質検査(品質問題の水際での対処)
- が義務化された。

*ただし、関連法令の改訂に時間がかかっており、全ての活動が実施されているわけではない。②に関しては商業省がリストを作成中。③に関しては別の条例に基づいて実施されている。